

に設置。

自立支援協議会について、設置の促進や運営の活性化のため、法律上に根拠を設ける。

市区町村における地域自立支援協議会の設置状況65%。（H20.4.1現在。20年度中に更に20%が設置予定）

平成19年12月の与党 P T 報告書においても、自立支援協議会の法令上の位置付けの明確化について指摘。

地域移行や地域定着についての相談支援の充実。（緊急時に対応できるサポート体制等）

支給決定プロセスの見直し等

（課題）サービス利用計画の作成については、計画の作成が市町村の支給決定後となっている、対象が限定されている、などの理由からあまり利用されていない。

支給決定の前にサービス利用計画案を作成し、支給決定の参考とするよう見直し。

サービス利用計画作成の対象者を大幅に拡大。

現在のサービス利用計画作成費の対象者は、重度障害者等に限定されており、利用者数は1,920人（H20.4）

障害児支援の強化

- 児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実（障害種別等で分かれている施設の一元化、通所サービスの実施主体を都道府県から市町村へ など）
- 放課後型のデイサービス等の充実

児童福祉法を基本とした身近な支援の充実

（課題）障害を持つ子どもが身近な地域でサービスを受けられる支援体制が必要。

重複障害に対応するとともに、身近な地域で支援を受けられるよう、障害種別等に分かれている現行の障害児施設（通所・入所）について一元化。

在宅サービスや児童デイサービスの実施主体が市町村になっていることも踏まえ、通所サービスについては市町村を実施主体とする（入所施設の実施主体は引き続き都道府県）。

放課後等デイサービス事業の創設

（課題）放課後や夏休み等における居場所の確保が必要。

学齢期における支援の充実のため、「放課後等デイサービス事業」を創設。

在園期間の延長措置の見直し

（課題）18歳以上の障害児施設入所者について、障害者施策として対応すべきとの意見。

（障害児支援の関係者で構成された「障害児支援の見直しに関する検討会」の中で議論）18歳以上の入所者については障害者施策（障害者自立支援法）で対応するよう見直し。

（その際、支援の必要な継続のための措置や、現に入所している者が退所させられることがないよう附則に必要な規定を設ける。特に重症心身障害者については十分に配慮する。）

地域における自立した生活のための支援の充実

- グループホーム・ケアホーム利用の際の助成を創設
- 重度の視覚障害者の移動を支援するサービスの創設（個別給付化）

グループホーム・ケアホーム利用の際の助成の創設

（課題）障害者の地域移行を促進するため、障害者が安心して暮らせる「住まいの場」を積極的に確保する必要。

グループホーム・ケアホーム入居者への支援を創設（利用に伴い必要となる費用の助成）。

身体障害者について、グループホーム・ケアホームを利用できるようにする。（告示）

障害者自立支援法等の一部を改正する法律案の概要



厚生労働省情報
2～4ページ

利用者負担の見直し

- 利用者負担について、応能負担を原則に
- 障害福祉サービスと補装具の利用者負担を合算し負担を軽減

利用者負担の規定の見直し

（課題）素次の対策により、負担上限額は大幅に引き下げられており、実質的に負担能力に応じた負担になっているが、法律上は1割負担が原則となっている。

法律上も負担能力に応じた負担が原則であることを明確化。

（ただし、サービス利用量が少なく、1割負担の方が低い場合には1割）

例えば、現在、通所サービスの場合、市町村民税非課税世帯の負担限度額は月額1,500円。

利用者の実質負担率2.82%（H20.11国保連データ）

利用者負担の合算

（課題）障害福祉サービスと補装具の利用者負担の上限額は、それぞれに別に設定されている。高額障害福祉サービス費について補装具と合算することで、利用者の負担を軽減。

障害者の範囲及び障害程度区分の見直し

- 発達障害が障害者自立支援法の対象となることを明確化
- 障害程度区分の名称と定義の見直し（障害程度区分そのものについても障害の多様な特性を踏まえて抜本的に見直し）

障害者の範囲の見直し

（課題）発達障害は、概念的には精神障害に含まれるが、そのことが明確にされていない。

障害者自立支援法のサービスをより受けやすくする観点から、発達障害者が障害者の範囲に含まれることを法律上明示。

発達障害については、発達障害者支援法が整備され、発達障害者の定義規定も置かれている。あわせて、高次脳機能障害が対象となることについて、通知等で明確にする。

障害程度区分の見直し

（課題）障害程度区分の名称・定義が、標準的な支援の度合を示す区分であることが分りにくく、名称を「障害支援区分」とし、定義についても、障害者等の障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示す区分であることを明確化。

法律上の規定の見直しと並行して、障害程度区分そのものについても障害の多様な特性を踏まえて抜本的に見直し。

支給決定に当たって、別途障害者を取り巻く環境を助案することについても、法律上明確化。

相談支援の充実

- 相談支援体制の強化（市町村に総合的な相談支援センターを設置、「自立支援協議会」を法律上位置付け）
- 支給決定プロセスの見直し（サービス利用計画案を助案）、サービス利用計画作成の対象者の大幅な拡大

相談支援体制の強化

（課題）障害者の地域生活にとって相談支援は不可欠であるが、市町村ごとに取組状況に差がある。また、地域の支援体制づくりには重要な役割を果たす自立支援協議会の位置付けが法律上不明確。

地域における相談支援体制の強化を図るため中心となる総合的な相談支援センターを市町村

インフォメーション

「全国重症心身障害児（者）を守る会・近畿ブロック」関係の以下の情報や資料が支える会事務局にあります（ホームページ掲載分もあります）。

「障害児支援の見直しに関する検討会報告」及び「自立支援法施行後3年の見直し報告書」その後の動きについて

- 「与党障害者自立支援法に関するプロジェクトチーム」発表の「障害者自立支援法の抜本見直しの基本方針」及びその説明文(本部資料)
- 「児童福祉法の一部を改正する法律案の概要」
- 「平成21年度障害福祉サービス報酬額の設定内容」
- 「障害程度区分の見直しスケジュール」
- 児童福祉法及び障害者自立支援法の改正法案に関する説明
- 児童福祉法及び障害者自立支援法の新旧対照表（関係部分のみ）

重度の視覚障害者の移動支援の個別給付化

（課題）移動支援について、重度の肢体不自由者や知的障害者及び精神障害者については、自立支援給付とされているが、重度の視覚障害者については、地域生活支援事業（補助金）の中で行われているのみ。
重度の視覚障害者の移動支援についても、地域での暮らしを支援する観点から、自立支援給付の対象とする。

その他

事業者の業務管理体制の整備等

（課題）障害福祉サービス事業の運営をより適正化することが必要。
 事業者における法令遵守のための業務管理体制の整備、事業廃止時のサービス確保対策等。

精神障害者の地域生活を支える精神科救急医療の整備等

（課題）精神障害者の地域生活への移行及び地域生活の支援を推進することが必要。
 都道府県による精神科救急医療体制の確保について法律上位置付け等。
【精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正】
 精神保健福祉法が、精神障害者の地域生活における相談支援を担っていることの明確化等。
【精神保健福祉法改正の正】

施行期日：1年6ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日。
 （障害者の範囲は公布の日、障害程度区分、は平成24年4月1日。）

「支える会」事務局

〒545-0021
 大阪府阿倍野区阪南町5-15-28
 阿倍野コミュニケーションセンター2階
 大阪府重症心身障害児・者を支える会
 会長 鈴木 祥子
 TEL 06-6624-2555
 FAX 06-6624-2556
 <郵便振替> 00930-9-69598

支える会ホームページのご案内

ドメイン名 <http://www.sasaeru.or.jp/>
 メールアドレス osaka@sasaeru.or.jp

様々な御意見・御質問や情報をメール
 や掲示板にお寄せ下さい。

全国・各地へリンクあり！



「支える会」入会のご案内

大阪府重症心身障害児・者を支える会(全国重症心身障害児(者)を守る会の大阪支部)への入会についてご案内いたします。



【個人会員】	年会費 8,400円
本部「両親の集い」、本会「支える」発行購読料含む	
	年会費 3,600円
	本会「支える」発行購読料含む
【法人・団体会員】	年会費 10,000(1口)
本部「両親の集い」、本会「支える」発行購読料含む	
【協力会員】	年会費 3,000円(1口)(運営資金の協力会員)
	本会「支える」発行購読料含む

申込み・問い合わせは事務局までお願いします

会費納入のお願い



既に納入がお済みの方にはあしからずお許しを賜りますようお願い申し上げます。

<問い合わせ> TEL 06-6624-2555
 FAX 06-6624-2556

<郵便振替> 00930-9-69598
 大阪府重症心身障害児・者を支える会

重度訪問介護従業者養成研修を開催します

この資格を取得すると
 「重度訪問介護の支援（移動を含む）」
 「市町村事業の移動支援（全身性）」に従事することができます

7月～8月の土・日曜日 コース（合計5日間）

特定非営利活動法人 大阪府重症心身障害児者を支える会



予告

「御支援のお願い」住み慣れた地域で暮らしたい！

そうした想いを実現するために、小さなグループの単位で生活出来る生活ホーム（ケアホーム）の設置に取り組んでいます。

何卒、重度障害者の生活ホームの建設に御理解を賜り御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

建設資金に御協力をお願いします。
 生活ホーム建設協力金：1口 5,000円（何口でもかまいません）

* 郵便振替 00920-5-122046 重度障害者の生活ホームをつくる会

* 銀行口座 三井住友銀行 西田辺支店（普通）口座番号 6899831
 重度障害者の生活ホームをつくる会 会長 園田隆二

大阪府阿倍野区阪南町2-23-11みどり教室内
 重度障害者の生活ホームをつくる会
 TEL 06-6622-3759 FAX 06-6622-3769
 E-mail: midori@sasaeru.or.jp



御支援、御協力いただける方を募っています